

第2次東根市都市計画マスタープラン 概要版

目次

序章 都市計画マスタープランについて	1
第1節 都市計画マスタープランとは.....	1
第2節 計画の背景・目的.....	1
第3節 計画の位置づけ	1
第4節 計画期間.....	2
第5節 計画の構成	2
第6節 計画の対象	2
第1章 東根市の現況及びまちづくりの課題	3
第1節 社会情勢の把握	3
第2節 上位計画・関連計画.....	3
第3節 東根市の現況整理【抜粋】	3
第4節 第1次計画の検証【抜粋】	4
第5節 今後のまちづくりの視点	6
第2章 基本構想	7
第1節 まちづくりの基本理念	7
第2節 将来都市像	8
第3節 想定フレーム	8
第4節 まちづくりの目標.....	9
第5節 将来都市構造図	10
第3章 全体構想（まちづくりの方針）	11
第4章 重点方針	15
第5章 地域別構想	21
第6章 まちづくりの実現化方策	27
第1節 実現化に向けた考え方	27
第2節 まちづくりの行動計画.....	27
第3節 まちづくりの推進体制	28

序章 都市計画マスタープランについて

第1節 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを言います。

具体的な都市計画の指針として、まちづくりの将来ビジョンを確立し、地域別の将来あるべき姿をより具体的に明示します。地域におけるまちづくりの課題と、これに対応した整備等の方針を定め、今後の本市の都市計画を進める際の指針となるものです。策定にあたっては、市町村がそれぞれに創意工夫を発揮し、住民の意見を十分に反映することが求められており、まちの個性や地域性を活かすことができる計画となっています。

第2節 計画の背景・目的

本市で平成12年度に策定した「第1次東根市都市計画マスタープラン（以下、「第1次計画」）」は、令和2年度に目標年次を迎えました。

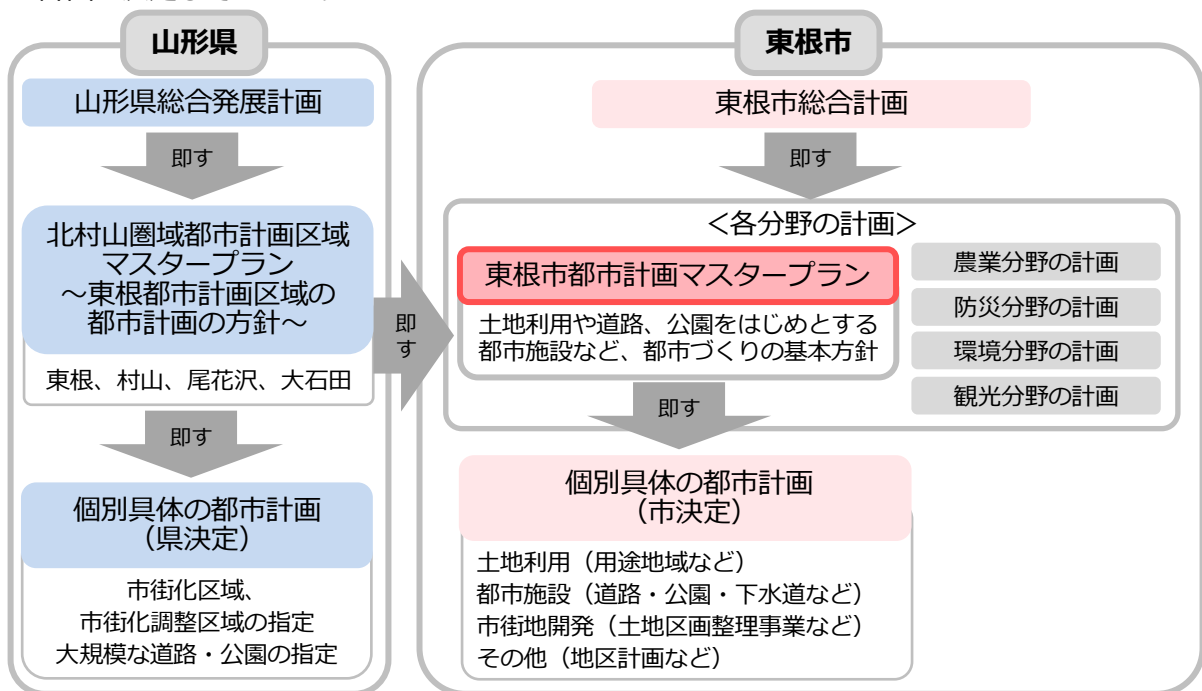
この間、市街地の開発や中心市街地形成による魅力ある都心づくりのほか、子育て支援施策の先駆的な取り組みなどにより着実な発展を遂げてきましたが、少子高齢化の進行や耕作放棄による農地の減少など、本市を取り巻く情勢は大きく変化しています。

このような状況のなか、事業の進展と計画の実効性を踏まえ、市民とともに都市の将来を築き上げていくため、「第2次東根市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」）」を策定しました。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や本市の最上位計画である「総合計画」に即し、まちの将来の姿や具体的な整備方針を定めるものです。

本計画に基づき、土地利用の規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設などの個別計画を決定していきます。



第4節 計画期間

本計画は、令和2年度を基準年度とし令和3年度から令和22年度までの20年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化に対応して、随時見直しを行っていくものとします。

第5節 計画の構成

本計画は、大きく「基本構想」、「全体構想」、「重点方針」、「地域別構想」、「まちづくりの実現化方策」、の5つで構成しています。

基本構想では本市のまちづくりの理念（考え方）、将来像、目標について基本的な方針を定めています。

全体構想では分野別（土地利用、都市構造、都市環境など）に東根市全体のまちづくりの方針について定めています。

地域別構想では都市計画区域を5つの地域（中部、北部、南部、東部、西部）に分け、都市計画マスタープランが市民にとってより身近に感じられるように、より具体的な地域のまちづくりの方針について定めています。

第6節 計画の対象

本計画の対象地域は、原則「東根都市計画区域」となっています。

ただし、都市計画区域の指定がない地域でも防災等を踏まえた都市整備の方向性を示す必要があるため、区域外も考慮して計画策定を行っています。

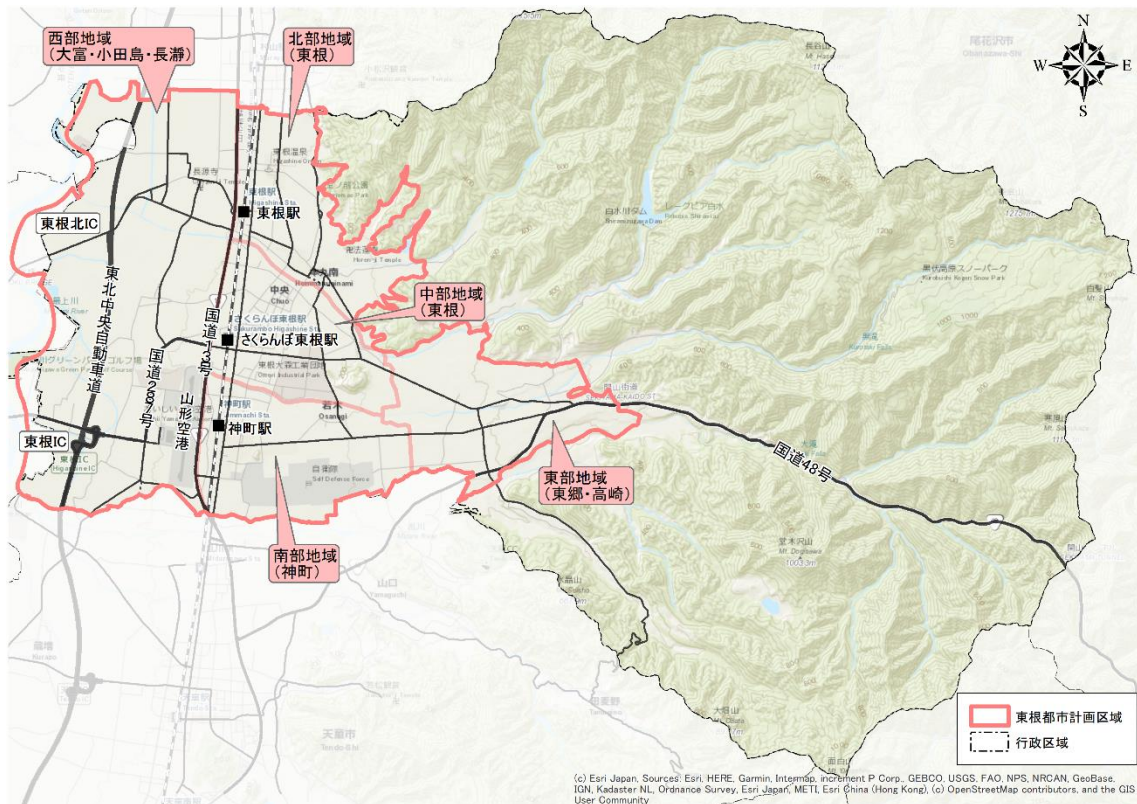


図. 計画の対象

第1章 東根市の現況及びまちづくりの課題

第1節 社会情勢の把握

- (1) 少子高齢化と人口減少社会
- (2) 環境問題の深刻化と持続可能なまちづくり
- (3) 共生社会と国際化への対応
- (4) 災害や犯罪等に強い安全なまちづくり
- (5) 超スマート社会（Society5.0）の実現
- (6) 持続可能な開発目標（SDGs）の実現

第2節 上位計画・関連計画

計画書本編を参照。

第3節 東根市の現況整理【抜粋】

- ◆ 本市の人口は、令和2年10月1日現在で47,760人となっています。平成2年からの約30年間で約5,000人が増加していますが、近年はほぼ横ばいに推移しています。
- ◆ 平成9年から平成28年の土地利用の変化を見ると、用途地域内を中心に「その他の農用地」が「建物用地」に変化しています。蟹沢地区や羽入地区などの用途地域外においても、「田」や「その他の農用地」が「建物用地」に変化しています。
- ◆ 倒壊の危険や衛生上の問題等が懸念される空き家の割合は、平成20年から平成25年にかけて増加に転じ、その後増加傾向にあり、平成30年では住宅総数の3.7%となっています。
- ◆ 本市の農業産出額は、平成7年以降140億円前後で推移していましたが、平成27年には175億円となっています。近年の増加は、さまざまな農業振興策を展開してきたことが要因と考えられます。
- ◆ 本市の製造品出荷額等は、平成23年から増加傾向となっており、平成29年には5,346億円で県内第一位となりました。
- ◆ 本市の多くの観光地において、観光客数・利用者数が横ばいもしくは減少傾向となるなか、東の玄関口に位置する「よってけポポラ」の利用者数や、平成28年度にオープンしたまなびあテラスの来場者数は増加しています。
- ◆ 本市の都市計画道路（自動車専用道路を除く）は羽入大森線をはじめ22路線、約58,260mで、これまで街路事業や区画整理事業などで整備を推進し、約68%の整備率に達しています。一方、東北中央自動車道関係では、東根IC～東根北IC間（4.3km）が平成31年3月に開通しました。

- ◆ 市街地における公共下水道の整備・普及をはじめ、区域を東部地域にも拡大し、生活環境の向上と水質汚濁防止を図りました。令和元年度末現在では、下水道整備率¹は 88.8%、水洗化率²は 93.4%となっています。
- ◆ 本市では洪水ハザードマップを令和元年 7 月に改定しました。最上川で洪水が発生した場合、東北中央自動車道より東側のエリアにも浸水が想定されます。白水川、村山野川、乱川で洪水が発生した場合、用途区域内の多くの箇所でも 0.5m 以下の浸水が想定されます。

第 4 節 第 1 次計画の検証【抜粋】

(1) 実施した主な取り組み

- ◆ **【土地利用】** 良好な宅地としての土地利用を図るべく、組合施行による「神町北部土地区画整理事業」が行われ、平成 16 年度に着手、平成 26 年度に完了しました。
- ◆ **【土地利用】** 「本町地区都市再生整備計画」により、国道 13 号や(都)若木本郷線等へのアクセス道路となる宮崎西道線を整備し、密集市街地の狭あい道路や空き家等の解消を図りました。
- ◆ **【都市構造】** 「神町北部土地区画整理事業」に併せ、東根中央橋を整備し、宅地開発が進む南部地域の神町地区と中心市街地との連坦性を向上させました。
- ◆ **【都市構造】** 各機関との連携により、東北中央自動車道の東根北 IC 以南が開通し、高速交通網の向上を図りました。
- ◆ **【都市環境】** 土地区画整理事業による面的整備を行い、さくらんぼタントクルセンター、まなびあテラス等の公共施設を整備したほか、各機関との連携により、さくらんぼ東根駅、県立東桜学館中学校・高等学校等の社会資本が整備されました。さらに、大型商業施設の立地等が進み、「東根の顔」となる中心市街地の骨格形成につながりました。
- ◆ **【都市環境】** 「神町北部土地区画整理事業」の区画内に、道路や公園、上下水道等の都市基盤のほか、人口増加に伴う教室不足のため、神町小学校の分離校として大森小学校を整備し、神町駅や神町中学校と近接した利便性の高い住環境の創出を図りました。
- ◆ **【地域資源・自然環境】** 景観に配慮しながら長瀬二の堀を整備し、雨水排水の調整池としての機能向上を図りました。
- ◆ **【地域資源・自然環境】** 大森山を中心に、ひがしねあそびあランド、グラウンド・ゴルフ場、パークゴルフ場を整備し、大森山公園全体の機能充実を図りました。
- ◆ **【地域資源・自然環境】** 中心市街地の形成や市街化にあわせて、9 箇所の街区公園、まなびあ公園と龍興寺沼公園の近隣公園、5 箇所の都市緑地を整備し、都市の緑化を進めました。
- ◆ **【産業】** 「東根市工場立地法地域準則条例」を制定し、工場立地法により義務付けられた、敷地面積における緑地面積の割合緩和を行うことで既存企業の支援を推進し、住環境と調和した工業地の形成を図りました。

1 下水道整備率：都市施設として下水道を整備するために認可された面積のうち、実際に整備を行った面積の割合。

2 水洗化率：下水道を利用できる地域に居住する住民のうち、実際に下水道に接続している住民の割合。

- ◆ **【産業】**「東根市商業活性化事業費補助制度」を活用し、中小企業者等によるにぎわい創出のイベントの開催や店舗の魅力を高めるための商品開発等を支援し、商業活性化を図りました。

(2) 実施中の主な取り組み

- ◆ **【土地利用】**住居系、商業系、工業系の用途地域を指定し、計画的な土地利用を促しています。
- ◆ **【都市構造】**市民の身近な交通手段として、市民バスを運行しており、新たな公共交通としてデマンド型乗合タクシーの運行を実施しています。
- ◆ **【都市環境】**中長期的な施設整備・更新需要の見通しを立てた「東根市水道事業及び工業用水道事業アセットマネジメント」を策定し、老朽化した水道設備の計画的な更新を進めています。
- ◆ **【都市環境】**「共生社会ホストタウン」として本市が登録され、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーに向けた取り組み等、共生社会の実現に向けた取り組みを推進しています。
- ◆ **【地域資源・自然環境】**環境 ISO14001³の取得やマイバッグ・マイ箸運動の推進に加えて、食品ロス削減運動である 3010（さんまるいちまる）運動の普及や小型家電回収リサイクル等にも積極的に取り組んでいます。
- ◆ **【産業】**果樹王国ひがしね 6次産業化推進協議会を設立し、平成 29 年には国の地理的表示（GI）保護制度⁴に「東根さくらんぼ」が登録されたほか、ふるさと名物応援宣言⁵等を通して、東根ブランドを確立し、付加価値の高い農業や農産物の生産等を推進しています。
- ◆ **【産業】**観光農園を活用したさくらんぼ狩り等の体験観光の場を創出し、他産業と連携した観光資源づくりを進めています。
- ◆ **【ふれあい】**にぎわい創出に向けて、「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」、「ひがしね祭」、「た〜んとほおバレフェスタ in ひがしね」、「ひがしねウィンターフェスティバル」の四大イベントをはじめとして、四季を通じて様々なイベントを開催しています。

(3) 検証を踏まえた主な課題

- ◆ **【土地利用】**民間による宅地開発等により土地利用の充足率は高まっているものの、用途地域内の空き家・空き地等の低未利用地⁶の利活用が必要です。

3 環境 ISO14001：環境マネジメントシステム（環境改善のための管理と改善の手順や手法を標準化し体系化したもの）に関する国際規格。

4 地理的表示（GI：Geographical Indication）保護制度：品質や社会的評価など確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護する制度。

5 ふるさと名物応援宣言：中小企業地域資源活用促進法に基づき、わがまちの「ふるさと名物」を特定し、市町村が応援宣言を行うことで、中小事業者の地域ブランドの開発にかかる取組みを支援し、地域経済の活性化を目指すもの。

6 低未利用地：適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用頻度、整備水準、管理状況等が低い「低利用地」の総称。空き家や空き地、空き店舗、耕作放棄地等のほか、用途地域内の農地などを含めて指す。

- ◆ **【土地利用】** 工業専用地域のうち大森西工業団地北側の低未利用地は浸水想定区域となったことから、進出を希望する企業に適切な情報提供が必要となります。
- ◆ **【土地利用】** 用途地域外における農地と宅地の混在化を防ぐ必要があります。
- ◆ **【土地利用】** 本市の現状や新たに見込まれる施策、東根の将来像を見据え、土地利用転換検討地域の見直しを行う必要があります。
- ◆ **【土地利用】** 東北中央自動車道の開通による東根 IC、東根北 IC の供用に伴い、IC 周辺を物流拠点地域として位置づけ、工業系土地利用の検討を行ってきました。東根 IC 周辺については物流拠点の立地が進んだものの、浸水想定区域が拡大したことから、これを考慮した土地利用の検討を行う必要があります。
- ◆ **【都市構造】** 本市の玄関口として駅や山形空港等の交通拠点の機能充実・強化を図り、中心市街地や大森山周辺等のにぎわい拠点の形成が必要です。
- ◆ **【都市構造】** 高齢化や核家族化等を背景に自家用車以外の交通手段として、市民バスをはじめとする生活に身近な公共交通の役割が高まっています。今後、公共交通の利便性向上に向けた整備・充実が必要です。
- ◆ **【都市環境】** JR 奥羽本線と国道 13 号の神町駅西地区は、宅地開発が進んでいるため、渋滞対策や交通安全対策など、交通利便性向上のための環境整備が必要です。
- ◆ **【都市環境】** 近年、頻繁に豪雨災害が発生しており、防災への意識が一層高まっていることから、災害に強い都市基盤の整備が求められています。
- ◆ **【地域資源・自然環境】** 大富地区、小田島地区、長瀬地区では、地区に 1 つ地区民が集うことのできる公園の整備を求める声があります。
- ◆ **【産業】** 本市らしさのある観光創出に向けて、さくらんぼの収穫等の農業体験との連携や、農業・商業とのコラボレーション等、異業種との連携強化が求められます。
- ◆ **【ふれあい】** 本市や本市の人々と多様に関わる関係人口⁷の創出・拡大が必要です。

第 5 節 今後のまちづくりの視点

視点 1 人口減少社会に対応した共創による持続可能なまちづくり

視点 2 公共交通ネットワークの構築

視点 3 東根市らしい都市空間の形成

視点 4 さくらんぼづくりを次世代に引き継ぐまちづくり

視点 5 限りある財源下での老朽化する公共施設への対応

視点 6 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

7 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

第2章 基本構想

第1節 まちづくりの基本理念

第1次計画では、「自然の恵みと都市環境が調和する魅力のあるまち（郷土）づくり」を基本理念として、「みんなで創る トレジャータウン ひがしね」をキャッチコピーに掲げ、まちづくりを進めてきました。その結果、本市の有する立地特性や自然環境等を活かしながら、人々のニーズに応じた公共施設や都市基盤、産業基盤を整え、交通網の充実を図ったことにより、魅力を持ったまちへと成長してきました。本計画では、これらを守り、維持しながら、「ひがしねらしさ」を磨いていくことで、本計画で掲げる将来都市像の実現を目指します。

将来都市像の実現に向けて、まちづくりの基本理念を次の3つのステップで示します。

多様性から ひがしねらしさを「見つける」ことができるまちづくり

本市は水や緑に恵まれた果樹王国であり、交通の要衝として各企業の工場が集積する等、豊かに生活できる可能性にあふれたまちで、市外からの移住者も多い状況です。長く守られた歴史と新しい価値観の融合から、様々な変化に柔軟で、まちや人の良さに気づきやすい環境の整ったまちとも言えます。

そこで、まちづくりを支えている住民や来訪者等の「ひと」が、やりたい「こと」を見つけることができる、本市だからこそできる共生の「まちづくり」を目指します。

交流から ひがしねらしさを「育てる」ことができるまちづくり

本市は、県内・東北・国内や海外の都市とつながる交通基盤が充実しており、様々な人々がまちに訪れやすい環境が整っています。

そこで、古くから本市にある文化や歴史、資源を活かしながら、市外・県外・国外の「ひと」や他の都市との関わりを深め、互いの良いところを伸ばし、足りないところを補い合い、新たな活動「こと」を育てることができる交流の「まちづくり」を目指します。

変化にも ひがしねらしさで「挑む」まちづくり

将来的には本市でも人口の減少、高齢化の進行が見込まれています。また、全国的には環境問題の深刻化や自然災害等の問題を抱えています。

そこで、多様性から見つけ、交流から育てた「ひがしねらしさ」を活かして、今後、直面する課題に対し、「ひと」同士の連携で立ち向かい、新たな「こと」にも挑み、楽しめる「まちづくり」を目指します。

第2節 将来都市像

自然や産業に恵まれた東根の「まち」、東根に暮らす・東根を訪れる「ひと」、東根でできる「こと」、それぞれの「ひがしねらしさ」を見つけ、育て、さらに輝かせることができるまちづくりを推進します。

未来は変化するものであり、今後20年間においても、予測できない課題等に直面することが想定されます。そのような状況でも、「まち」・「ひと」・「こと」、それぞれの「ひがしねらしさ」を活かして、変化する未来や新たなことにも挑むことができるまちを目指し、将来都市像を次のとおり定めます。

「ひがしねらしさ」が輝き、変化する未来に挑むまち

第3節 想定フレーム

(1) 定住人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計実績ベース(同推計を令和2年人口で補正したもの)では、本市の人口は、令和22年に45,626人になると予測されています。しかしながら、今後も魅力あふれるさまざまな施策を展開していくことで、本計画期間は一定規模の人口を維持し、その後も減少幅を抑制していくことが可能と考えます。「第5次東根市総合計画」では、各施策の効果を見込み、目標値を掲げていることから、本計画の目標年度である令和22年における定住人口は46,600人と想定します。

定住人口 (令和22年)	46,600人
-----------------	---------

(2) 世帯数

「第5次東根市総合計画」では、今後も核家族化の進行や単身世帯の増加が予測されることから、令和12年には、世帯数は17,600世帯になるものと推計しています。なお、今後の総合計画の改定に合わせて、本計画も想定フレームを見直します。

世帯数 (令和12年)	17,600世帯
----------------	----------

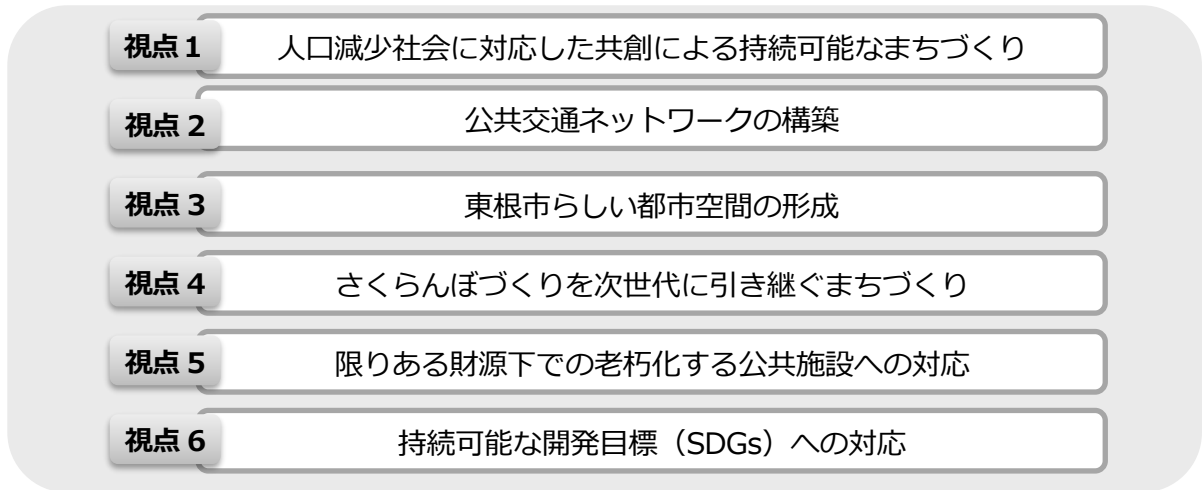
(3) にぎわい指数(関係人口)

「第5次東根市総合計画」では、これまでの都市交流人口の考え方を引き継ぎながら、関係人口の要素を取り入れ、本市のにぎわい度と、人と人、地域との関わり度を表す新たな指標「にぎわい指数(関係人口)」を設定しており、令和元年のにぎわい指数(関係人口)は1,184,000人、令和12年には1,460,000人と増加していくものと推計しています。なお、今後の総合計画の改定に合わせて、本計画も想定フレームを見直します。

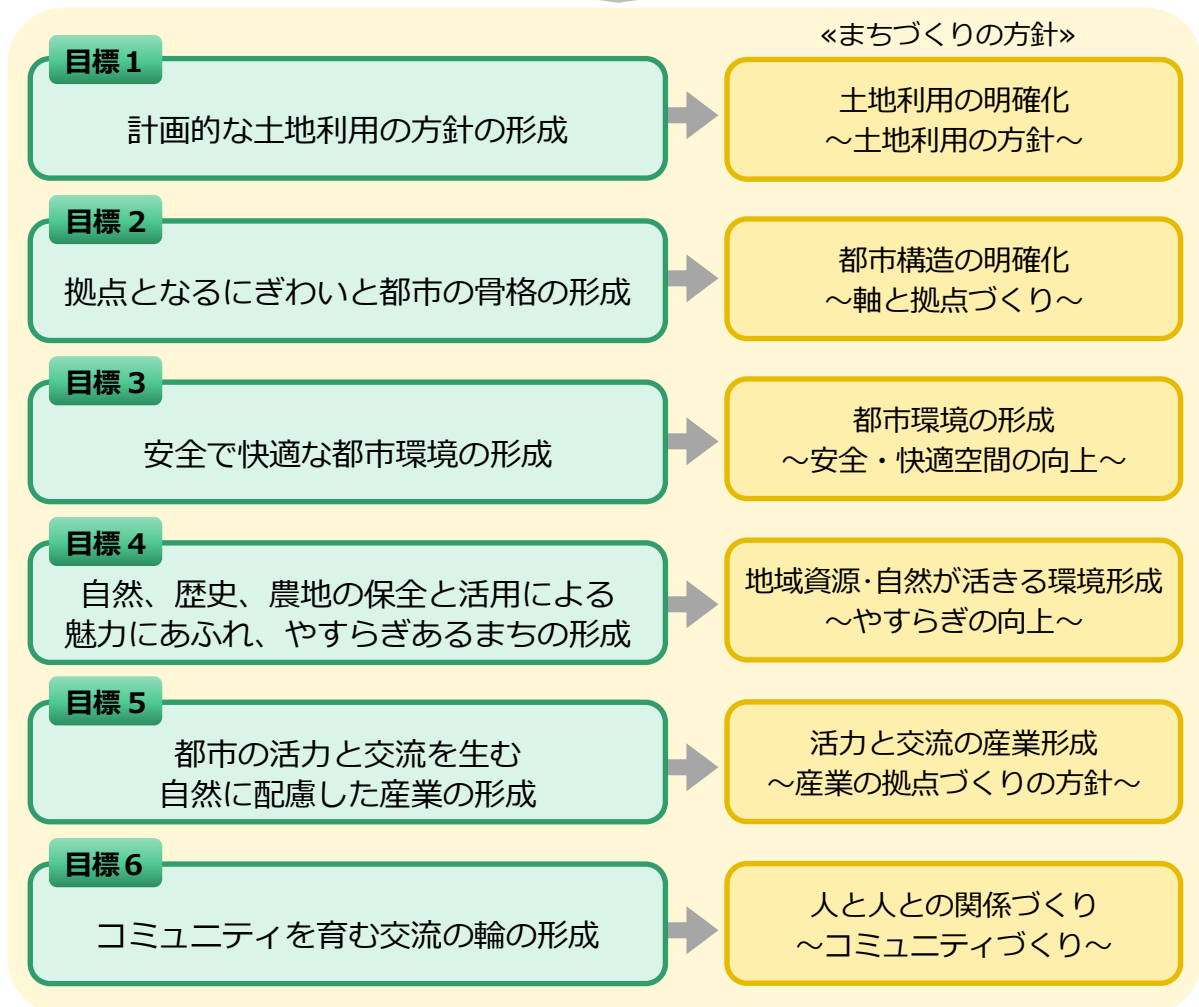
にぎわい指数(関係人口) (令和12年)	1,460,000人
-------------------------	------------

第4節 まちづくりの目標

まちづくりの視点を踏まえ、将来都市像を実現していくために、まちづくりの目標と方針を次のとおり示します。

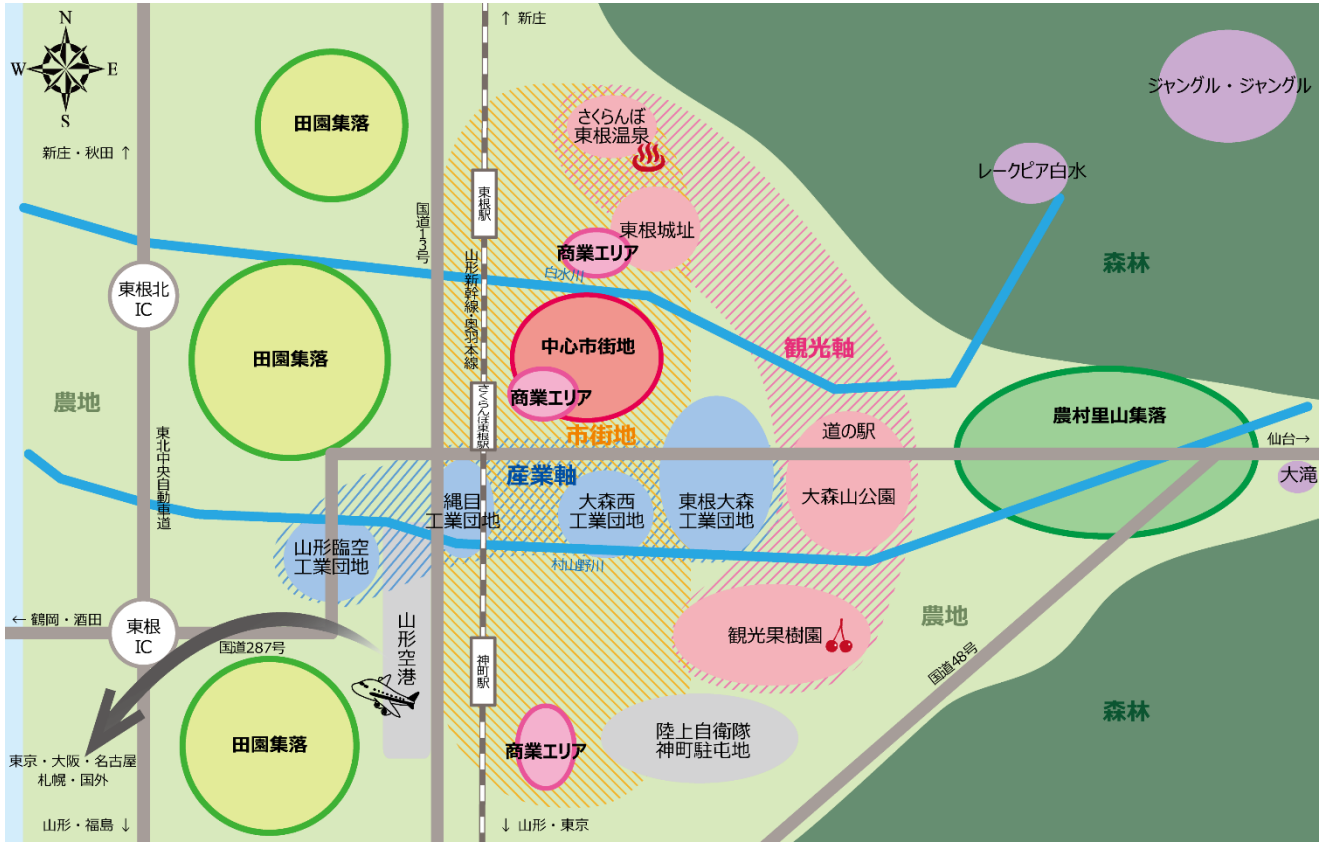


「ひがしねらしさ」が輝き、変化する未来に挑むまち



第5節 将来都市構造図

将来都市構造図は次のとおりです。



第3章 全体構想（まちづくりの方針）

第1節 土地利用の明確化 ～土地利用の方針～

（1）住居系地域

- ・【中心市街地】空き地等の適切な活用促進による居住ニーズに対応した住環境の創出
- ・【既成市街地】空き家の発生防止や利活用促進による良好な住環境の維持・創出と定住促進
- ・用途地域や農業振興地域の指定等による秩序ある市街地形成の推進
- ・住居系地域の計画的な土地利用の促進
- ・北部地域等の既成市街地における都市計画道路の整備や狭あい道路の解消、点在する低未利用地の利活用促進等による、より良い住宅地の形成と中心市街地との連坦性の向上

（2）商業・業務系地域

- ・【中心市街地】さくらんぼ東根駅前やその周辺に点在する低未利用地の活用／店舗や事業所の集積の促進によるさらなる買い物利便性の向上／まちの顔にふさわしい中心市街地のにぎわいづくりの推進
- ・【商店街】買い物環境の向上に向けた取り組みの継続／空き店舗の利活用促進による商業機能の集約
- ・【温泉街】商業系用途地域の指定による四季折々特色のある温泉街づくりの推進／空き店舗等の利活用促進による観光客が訪れる商業地としての機能集約
- ・【用途地域外】農地の集団性を阻害する無秩序な開発の防止／商業・業務系の計画的な土地利用の促進

（3）工業系地域

- ・【工業専用地域・工業地域】工業団地の既存企業等が操業を続けやすい環境の維持・向上／大森西工業団地北側の一部の低未利用地を新たな工業団地として利活用検討
- ・【準工業地域】神町地区の工場が既存する地区における工場の操業環境と住環境との調和・共生

（4）農業・森林系地域

- ・【農業地域】農道や用排水施設等の農業生産基盤整備／担い手育成による耕作放棄地の解消・農地の流動化の促進を通じた優良農地の確保・農地の集積／集落地区における定住促進施策等による空き家の発生防止と利活用促進
- ・【森林地域】森林の育成／森林経営管理制度の活用による適切な整備・保全の推進／自然とのふれあいの場、情操育成の場としての活用

（5）土地利用の転換検討地域

- ・大森山公園、「よってけポポラ」周辺への道の駅整備／にぎわい拠点としての土地利用による道路情報や地域の観光情報の発信・果樹王国としてのブランド力の向上・市内各所への回遊促進
- ・第一中学校西側エリアや中央東・小林エリアにおける住居系用途の指定／農地の保全を踏まえた集落地区における土地利用転換の検討
- ・大森西工業団地北側や山形臨空工業団地の一部における低未利用地の充足／必要に応じた新たな工業系土地利用の検討／山形臨空工業団地南側エリアにおける工業系土地利用の検討
- ・市街地形成に向けたさくらんぼ東根駅西側エリアにおける土地利用転換の検討

第2節 都市構造の明確化 ～軸と拠点づくり～

(1) 道づくりの整備方針

- ・既存道路の更新・改修等の長寿命化対策による適正な維持管理
- ・未整備広域幹線道路や「山形県道路中期計画 2028」に位置付けられた路線等の整備促進に向けた取り組み推進による体系的な道路ネットワークの強化
- ・大ケヤキ周辺の無電柱化や景観に配慮した道路環境整備に向けた検討による歴史と風格を感じる道づくり（東根城址周辺）／道路愛護一斉清掃等を通じた愛着がわく道づくり（市街地における各道路）
- ・安全で快適な歩行空間の整備／ユニバーサルデザインに基づく快適な歩行空間の確保／歩行者の安全に配慮した道づくり
- ・国道 48 号のバイパス化・高規格化の整備促進／雨水排水対策の促進／雪に強い道づくり／緊急輸送道路等の強化

(2) 拠点の整備方針

- ・さくらんぼ東根駅のターミナル機能の強化／山形空港の利用拡大と運航充実／利用者の多い場所や公共施設付近等の停留所におけるバス待ち環境の向上
- ・新設する道の駅と既存施設との一体的な東の玄関口づくり／さくらんぼ東根駅の交通結節点としての機能強化・公益文化施設における定期的なイベント開催・利便性が高い商業空間の形成等による中心市街地のにぎわいづくり／各地域の資源を活かしたにぎわいづくり

(3) 公共交通ネットワークの構築

- ・公共交通機関、タクシー、レンタサイクル、レンタカー等の連携による公共交通ネットワークの構築／山形県地域公共交通計画を踏まえた公共交通の整備・充実
- ・航空機の運航確保／山形新幹線の利用拡大と停車本数の拡充促進／在来線の運行区間の見直し等による利便性向上／生活の足となる路線バスの確保／ニーズに対応した市民バス・デマンド型乗合タクシー等の充実

第3節 都市環境の形成 ～安全・快適空間の向上～

(1) 共生社会の実現に向けたまちづくり整備方針

- ・歩行空間や交通環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインを考慮した人にやさしい公共施設、公園、住宅等の整備
- ・中心市街地や商店街における誰もがゆとりを持って快適に過ごせる空間づくりの推進
- ・ボランティア活動の充実等を通じた心のバリアフリーの推進

(2) 公共施設等の整備方針

- ・公園や公民館等の既存施設における予防保全型管理の推進／各公共施設等の長寿命化計画に基づくライフサイクルコストの低減や財政負担の平準化／既存施設における建物用途の変更や多目的利用、他施設との複合化・集約等適正化／PFI や指定管理者制度等による民間活力の導入の検討
- ・周辺都市と広域的に連携した施設利用の促進
- ・公共施設等の整備充実

(3) 住みよい住宅・住環境の整備方針

- ・民間による宅地開発における雪押し場の確保、除雪を考慮した良好な住環境の整備促進／地球環境への負荷の少ない住宅整備の促進／耐震診断の実施や住宅の耐震化の促進／住宅のバリアフリー化の促進
- ・【中心市街地】用途地域に基づく住宅の計画的な整備・誘導／秩序ある良好な市街地環境の形成／「生垣設置奨励事業補助金交付制度」等の支援を通じた市民との協働による緑あふれる美しいまちづくりの推進
- ・【既成市街地】地域資源を活用したうるおいある住環境の形成／空き地や空き家、空き店舗を活用した土地の有効活用の促進
- ・【集落地区】生活基盤の整った住宅地の整備／自然と調和したゆとりある環境の維持／中心市街地等とのつながりの強化／生産効率のよい農地の保全
- ・「東根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき老朽化が進む既存市営住宅の建替え／市営住宅の計画的な修繕や改修の実施

(4) 災害に強いまちづくりの整備方針

- ・減災・防災に向けた都市基盤の整備や体制づくりの強化／流域治水対策の推進／治山事業や河川改修・砂防事業の推進／緊急輸送道路の整備や狭あい道路の改善による防災機能の強化／上下水道等のライフラインの耐震化や水源地の浸水対策／民間等の建物の建築物耐震診断や耐震改修補助等の支援
- ・公共下水道（雨水幹線）の整備促進／市道側溝の排水能力向上／河川管理者である国や県に対する排水設備設置等の豪雨災害対策の要請
- ・災害時の情報収集や伝達手段の確保による防災機能の向上／大規模災害発生時における災害相互援助協定の拡充や、周辺都市や友好都市との連携強化／西部地域における「(仮称)西部防災センター」の整備／消防本部、神町防災センター、(仮称)西部防災センターにおける災害対策品や備蓄品の整備推進
- ・各地区における地域の防災体制づくり／情報伝達の充実／防災訓練や出前講座等の推進／消防団や自主防災組織、防災ボランティア等の育成や指導を通じた防災組織の育成と強化

第4節 地域資源・自然が生きる環境形成 ～やすらぎの向上～

(1) 美しい景観形成の方針

- ・自然と調和した市街地のまち並みづくり／地区計画を定めている一本木・一本木南・神町北部の良好な住環境の整備・保全
- ・さくらんぼ東根駅前や他都市とつながる道路における玄関口としてのおもてなし空間づくり
- ・山並みの優れた眺望景観を守り育てる／美しい水辺空間を守り育てる／豊かな田園風景を守り育てる
- ・大ケヤキ周辺の無電柱化に向けた検討、東の杜・二の堀等の活用による歴史・文化を感じる景観づくり
- ・市民自らが地域の良好な景観づくりに参加する意識の醸成／良好な景観形成に向けた決まりづくり

(2) 公園・緑地・水辺空間の整備方針

- ・シンボルとなる公園づくり／公園未整備地区における地域に根ざした身近な公園の整備
- ・都市公園をはじめとした公園や公共施設、観光資源における緑化の推進／水をきれいにする取り組みの推進
- ・人が多く集う場所や公園をはじめとする公共施設、観光施設間における緑・花・水辺のつながりづくり

(3) 自然環境の保全方針

- ・森林法や農振法、河川法等に基づく森林や農地、河川の保全／地区計画による緑豊かな住環境の整備／必要に応じた緑地保全地区、風致地区、保存樹・保存樹林等の指定
- ・ゼロカーボンシティの実現／省エネルギー化の促進／次世代自動車の普及に伴う導入検討
- ・環境 ISO 事業による環境学習や、緑の少年団による緑を守る活動の促進／市民一人一人の自然環境保全に対する意識の醸成

第5節 活力と交流の産業形成 ～産業の拠点づくりの方針～

(1) 多彩な魅力が共存する商業地づくり

- ・商業業務施設の集積の促進／広域的な商業拠点として、周辺の公共施設と連携した各種イベントの開催等による魅力の向上
- ・既存商店街における市民や他の商業拠点等との連携を通じた各商店・旅館の魅力向上の促進／商店街を盛り上げる協力意識の醸成
- ・中心市街地の商業拠点における誰もが利用しやすい買い物環境の整備・美しい都市景観づくり／商店街におけるゆっくり買い物できる環境整備／中心市街地の商業拠点と商店街の連携による買い物の利便性向上

(2) 立地特性を活かした良好なものづくり環境の形成

- ・周辺の住環境と調和した工業団地の形成／大森西工業団地北側エリアの利用促進
- ・「産学官金連携事業」による地場産業の支援・育成／大学や地元企業、団体等との連携による起業・ビジネス支援の促進

(3) 資源と人が輝く農業基盤づくり

- ・農業の高収益化、農産物の海外輸出等の促進／「果樹王国ひがしね」として効果的な PR による東根ブランドの確立
- ・豊かな農産物の6次産業化の推進による農業者の所得向上や地域活性化、雇用の拡大
- ・後継者の育成／新規就農者への支援による効率的な生産基盤の構築の促進

(4) 異業種と連携したおもてなし環境づくり

- ・異業種同士の連携による東根市でしか触れることのできないおもてなしの環境づくり／体験型の観光等を通じた交流人口・関係人口の拡大／「東根市観光基本計画」に基づく観光の振興と地域の活性化
- ・多様な情報発信によるインバウンド観光の促進／来訪者が立ち寄りたくなる魅力づくり
- ・市内の観光資源を結ぶモデルコースやパックツアー等による連携／周辺都市の観光資源との連携による広域観光の推進／道の駅一帯における市内の観光資源の魅力発信等

第6節 人と人との関係づくり ～コミュニティづくり～

(1) まちづくりにおける多様な人材の参加・育成

- ・ホームページや SNS 等を活用した効果的な情報発信
- ・身近で親しみやすい参加型のまちづくりの実践／民間団体や企業、関係人口等が広く本市のまちづくりに関わる仕組みや機会づくりの展開
- ・勉強会等による人材発掘・人材育成の推進／「ともに築く地域未来創造事業」等の支援による自主的なまちづくり活動の促進

(2) 多世代が学べる機会づくり

- ・まちづくりを自分ごとととらえる意識の醸成／地域と連携する仕組みづくりによるまちづくりが身近に感じられる機会の創出
- ・地域内外で様々な世代が学び合う機会づくりによる市全体の活性化促進／豊かな人間性や生きがいを育む機会づくりの推進

第4章 重点方針

まちづくりの目標を達成し、目指す将来像を実現するため、特に重点的に目指す内容を、重点方針として掲げます。

【防災】

■（仮称）西部防災センターの整備

■ 豪雨災害対策

- ◆ 雨水幹線の整備
- ◆ 道路冠水解消に向けた雨水排水対策

【交通】

■ 神町駅西地区の交通利便性の向上

- ◆ 神町駅の東西連絡自由通路の整備検討
- ◆ 国道13号へのアクセス向上
- ◆ 周辺道路の交通安全対策

■ 幹線道路等の整備促進

① 都市計画道路

- ◆ 宮崎西道線、豆田平林線、平林原方線の整備
- ◆ 若木本郷線（県道東根尾花沢線）の整備
- ◆ 東回り広域道路の整備検討

② 幹線道路

- ◆ 国道287号の4車線化
- ◆ 県道長瀬野田線バイパス整備
- ◆ (主)山形天童線バイパス延伸

■ 国道48号のバイパス化・高規格化の促進

【土地利用の転換】

- ◆ 道の駅周辺（大森山公園北側エリア）の土地利用
- ◆ 住居系土地利用（第一中学校西側エリア、中央東・小林エリア）
- ◆ 工業系土地利用拡大の検討（山形臨空工業団地南側エリア）
- ◆ さくらんぼ東根駅西側エリアの土地利用検討

【公共施設の整備】

■ 地域に根ざした公園整備

■ 道の駅の整備

【防災】

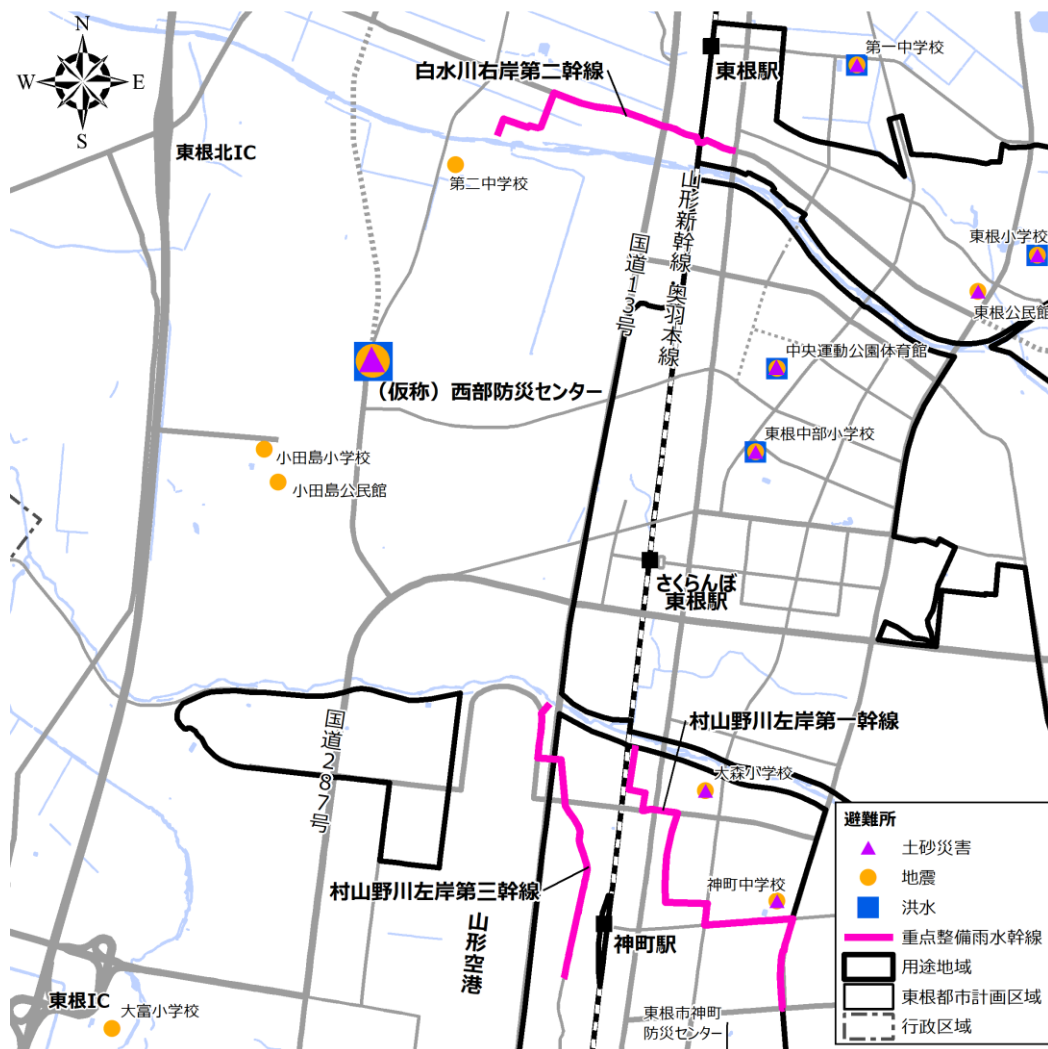
■（仮称）西部防災センターの整備

国・県の定める浸水想定区域の拡大により、地域の多くが浸水想定区域となった西部地域においては、緊急時に避難しやすく、かつ、災害時の拠点となる「（仮称）西部防災センター」の整備を進めます。

■豪雨災害対策

集中豪雨の頻発化や、宅地開発等による市街地化の進展等に伴い、内水氾濫が発生しているため、公共下水道（雨水幹線）の整備や市道側溝の雨水排水能力の向上を図り、効果的な雨水排水対策を促進します。

- ◆ 雨水幹線の整備
- ◆ 道路冠水解消に向けた雨水排水対策



【交通】

■ 神町駅西地区の交通利便性の向上

JR 奥羽本線と国道 13 号の間の神町駅西地区では、宅地開発が進み、地域の人口や交通量が増加していることから、住宅数に相応した道路整備や鉄道路線東西のアクセス性向上等の都市基盤の再整備により、交通利便性の向上を図ります。

- ◆ 神町駅の東西連絡自由通路の整備検討
- ◆ 国道 13 号へのアクセス向上
- ◆ 周辺道路の交通安全対策

■ 幹線道路等の整備促進

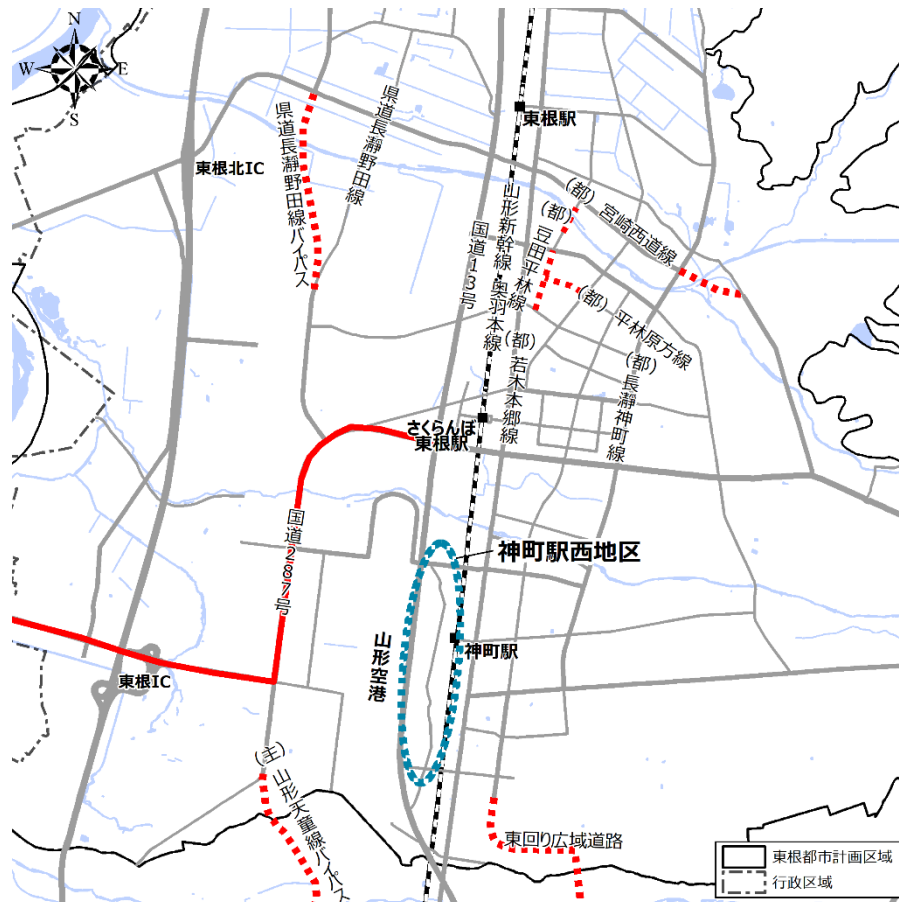
低未利用地の多いエリアにおける住居系土地利用促進等のため、未整備の都市計画道路の整備を促進するほか、東北中央自動車道東根北インターチェンジ以北開通後の交通量増加を見込んだアクセス道路となる幹線道路等の整備促進を図ります。

① 都市計画道路

- ◆ 宮崎西道線、豆田平林線、平林原方線の整備
- ◆ 若木本郷線（県道東根尾花沢線）の整備
- ◆ 東回り広域道路の整備検討

② 幹線道路

- ◆ 国道 287 号の 4 車線化
- ◆ 県道長瀬野田線バイパス整備
- ◆ (主)山形天童線バイパス延伸



■ 国道 48 号のバイパス化・高規格化の促進

国道 48 号は、仙台圏と本市及び本県を結ぶ大動脈であり、災害時においても重要な路線ですが、雪崩の危険性があったり、連続雨量が 180 mm に達した場合に事前通行規制が行われるなど、気象災害に対する脆弱性という大きな課題があります。

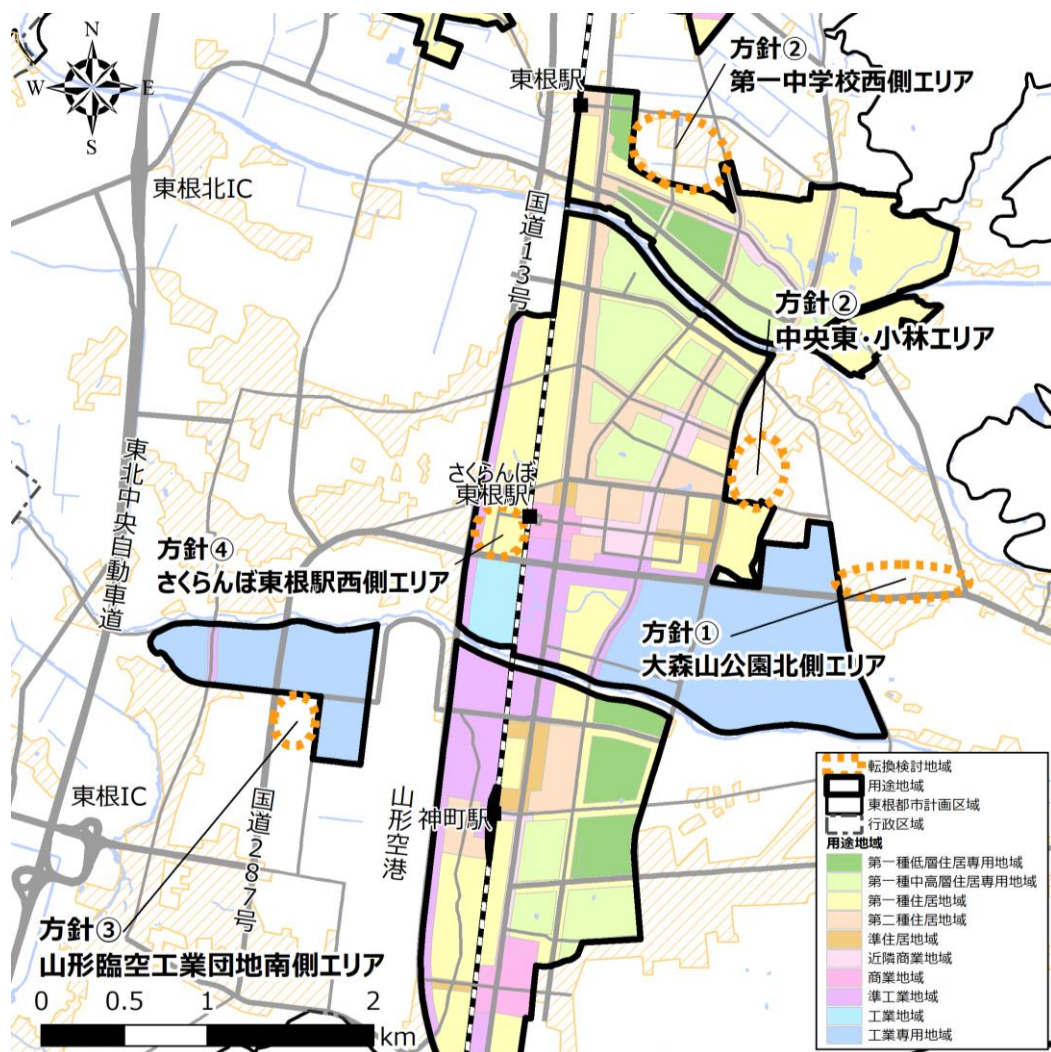
国道 48 号の事前通行規制区間のバイパス化及び地域高規格道路としての整備促進に向けた取り組みを強化します。

【土地利用の転換】

土地利用については、用途地域の指定等により計画的な土地利用を図っています。

道の駅整備計画に伴う新たな拠点の創出が見込まれるエリアや、住居系土地利用を進めるエリアなど、東根の将来像を見据え、必要な土地利用の転換を進めます。

- ◆ 道の駅周辺（大森山公園北側エリア）の土地利用
- ◆ 住居系土地利用（第一中学校西側エリア、中央東・小林エリア）
- ◆ 工業系土地利用拡大の検討（山形臨空工業団地南側エリア）
- ◆ さくらんぼ東根駅西側エリアの土地利用検討



【公共施設の整備】

■ 地域に根ざした公園整備

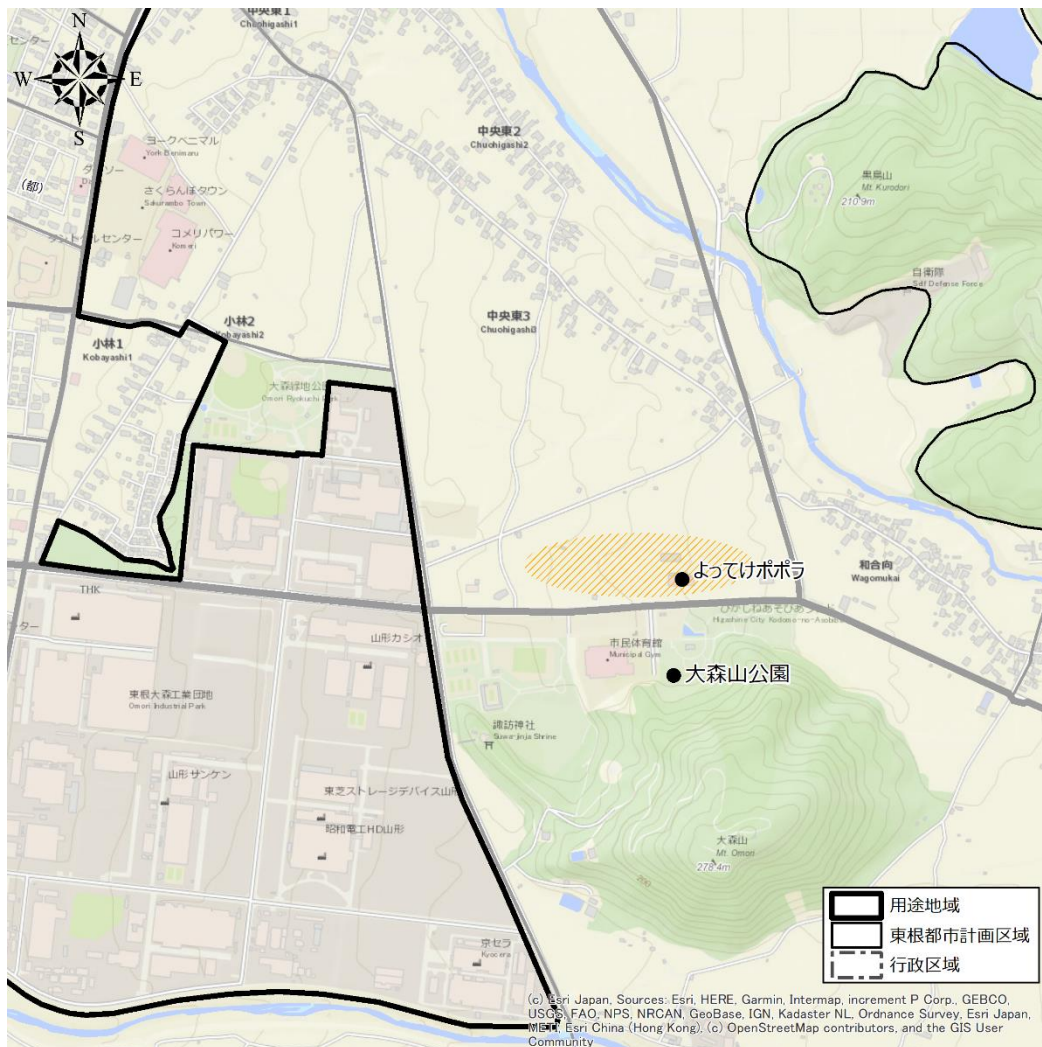
公園は、うるおいとやすらぎの空間、子育て、遊育を實踐し、交流する空間など、さまざまな役割を担っており、身近に公園が欲しいというニーズは、子育て世代を中心に非常に高くなっています。未整備地区にそれぞれの地域に根ざした身近な公園を整備します。

公園のイメージ



■ 道の駅の整備

仙台市方面からの玄関口として地理的優位性が高い大森山公園、「よってけポポラ」周辺に、道路情報や地域の観光情報の発信拠点としての役割のほか、本市の果樹王国としてのブランド力の向上や、市内の各所へと回遊の促進を図るべく、道の駅を整備します。



重点方針



避難所

- ▲ 土砂災害
- 地震
- 洪水
- 重点整備雨水幹線
- 転換検討地域
- 用途地域
- 東根都市計画区域
- 行政区

■ 幹線道路等の整備促進
・ 県道長瀬野田線バイパス整備

■ 土地利用の転換
・ さくらんぼ東根駅西側エリア

■ 神町駅西地区の交通利便性の向上
・ 神町駅の東西連絡自由通路の整備検討
・ 国道13号へのアクセス向上
・ 周辺道路の交通安全対策

■ 地域に根ざした公園整備

■ 幹線道路等の整備促進
・ 国道287号の4車線化

■ 幹線道路等の整備促進
・ (主)山形天童線バイパス整備

■ (仮称)西部防災センターの整備

■ 豪雨災害対策
・ 雨水幹線の整備

■ 幹線道路等の整備促進
・ (都)宮崎西道線、(都)豆田平林線、(都)平林原方線の整備
・ (都)若木本郷線(県道東根尾花沢線)の整備

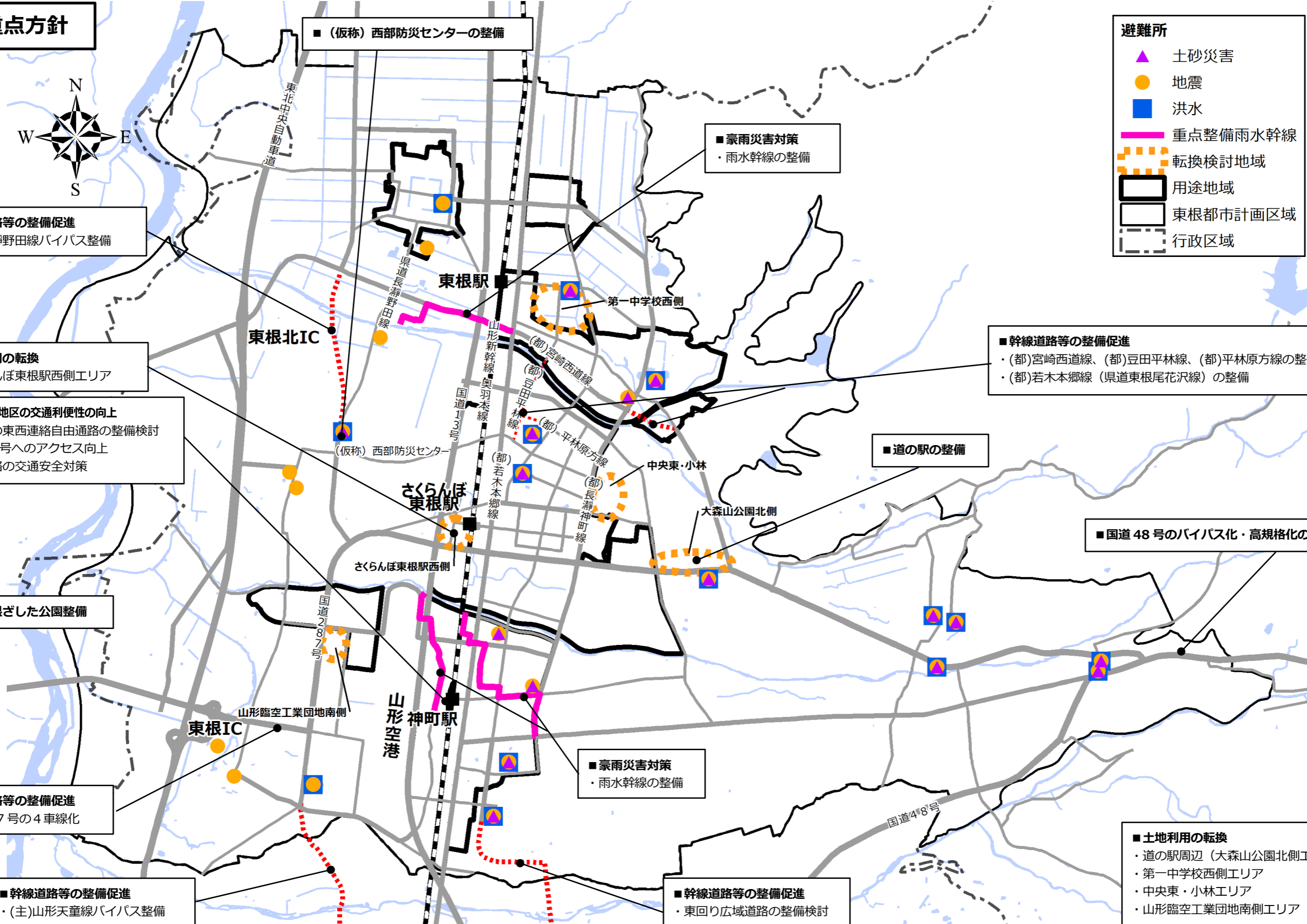
■ 道の駅の整備

■ 国道48号のバイパス化・高規格化の促進

■ 豪雨災害対策
・ 雨水幹線の整備

■ 幹線道路等の整備促進
・ 東回り広域道路の整備検討

■ 土地利用の転換
・ 道の駅周辺(大森山公園北側エリア)
・ 第一中学校西側エリア
・ 中央東・小林エリア
・ 山形臨空工業団地南側エリア



第5章 地域別構想

地域別構想では、都市計画マスタープランが市民にとってより身近に感じられるように、中部、北部、南部、東部、西部の5つの地域に分けて方針を定めます。

今後20年間の各地域の目標として掲げる「地域づくりの目標」の実現に向けて、より具体的な地域のまちづくりの方針を進めていきます。

なお、本計画の策定にあたり、「市民懇話会」及び「地域別懇談会」によるワークショップを開催しました。ワークショップでは、地域の誇れること・もの・場所等を地域資源として挙げ、地域資源を守り、活かしていくまちづくりを進めていくために、「地域づくりの目標」のベースとなる地域づくりのキャッチフレーズを考えました。地域別構想は、ワークショップで参加者の皆様から頂いたご意見を踏まえて作成しています。



ワークショップの様子



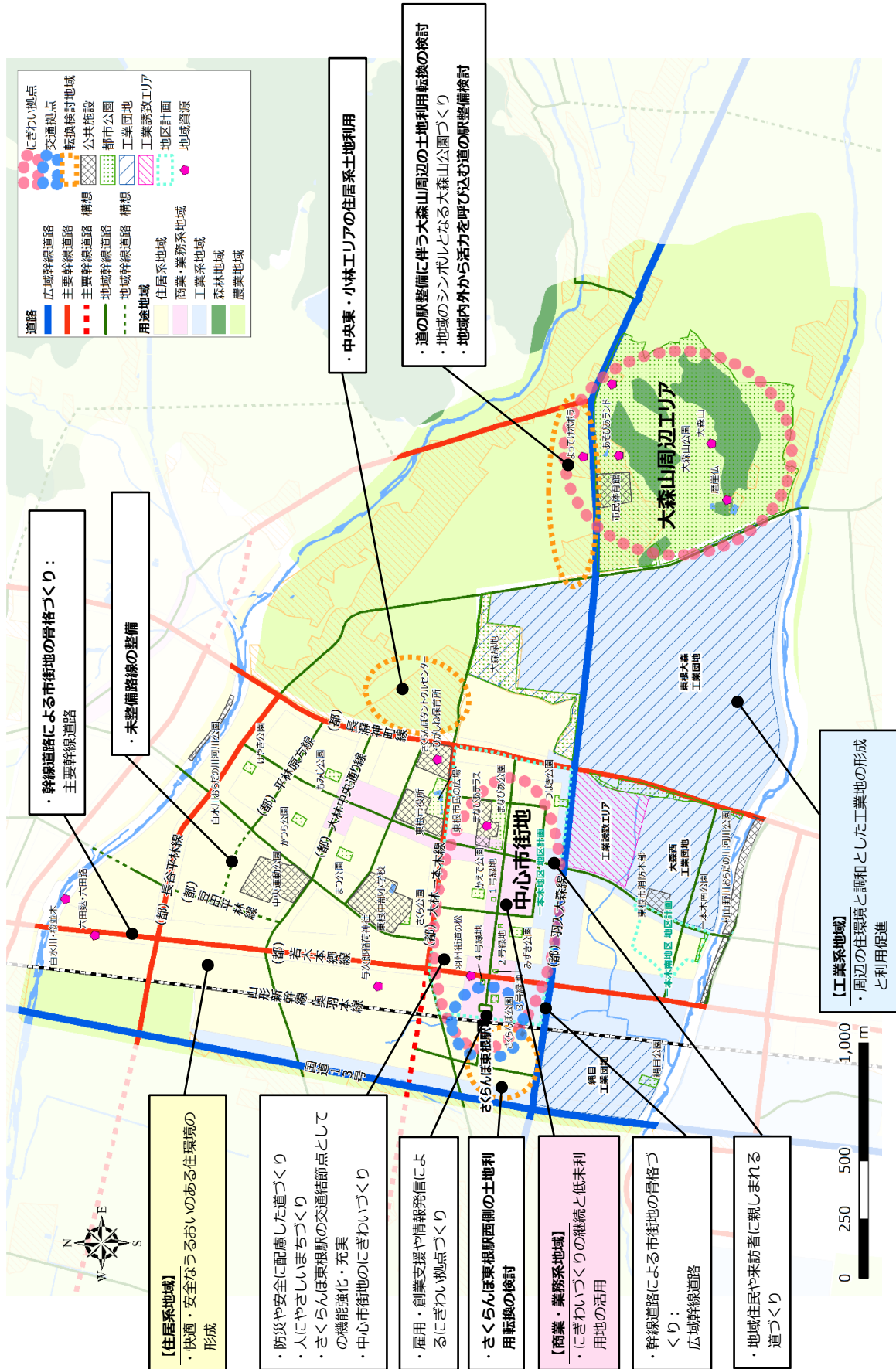
ワークショップで作成した模造紙

	中部	北部	南部	東部	西部
自然・景観	羽州街道の松 大森山	堂ノ前公園 龍興寺沼公園 白水川 大ケヤキ	若木山 果樹園 村山野川 フルーツライン	関山大滝 月山眺望ライン 黒伏高原 悪龍淵（あくりゅうぶち） 白水川ダム公園 沼沢沼 石崎山農村公園 乱川	小見川・どんこ水 イバラトミ 長瀬二の堀
祭事・伝統芸能	東根七夕祭り 六田烏追い	東根七夕祭り ひがしね雪まつり 若宮八幡神社太々神楽 火渡り式	神町まつり 神町雪灯籠まつり	黒伏山神社沢渡獅子舞 東郷太鼓 関山囃子 黒伏太鼓	藤助新田音清叩き 小田島田植踊り 長瀬猪子踊り 長瀬七階節踊り 二の堀灯るう祭
歴史・神社仏閣等	磨産仏 与次郎稲荷神社 六田路	東根城址 若宮八幡神社 普光寺の鐘	防空壕 若木神社	マリア観音	長瀬城址・二の堀 日枝神社
産業・観光等	東根大森・大森西・縄目工業団地 六田麩	さくらんぼ東根温泉 東根本町商店街	果樹園 神町商店街	ジャングル・ジャングル 啓翁桜	山形臨空工業団地 ニジマス

図. ワークショップで出された主な地域資源一覧

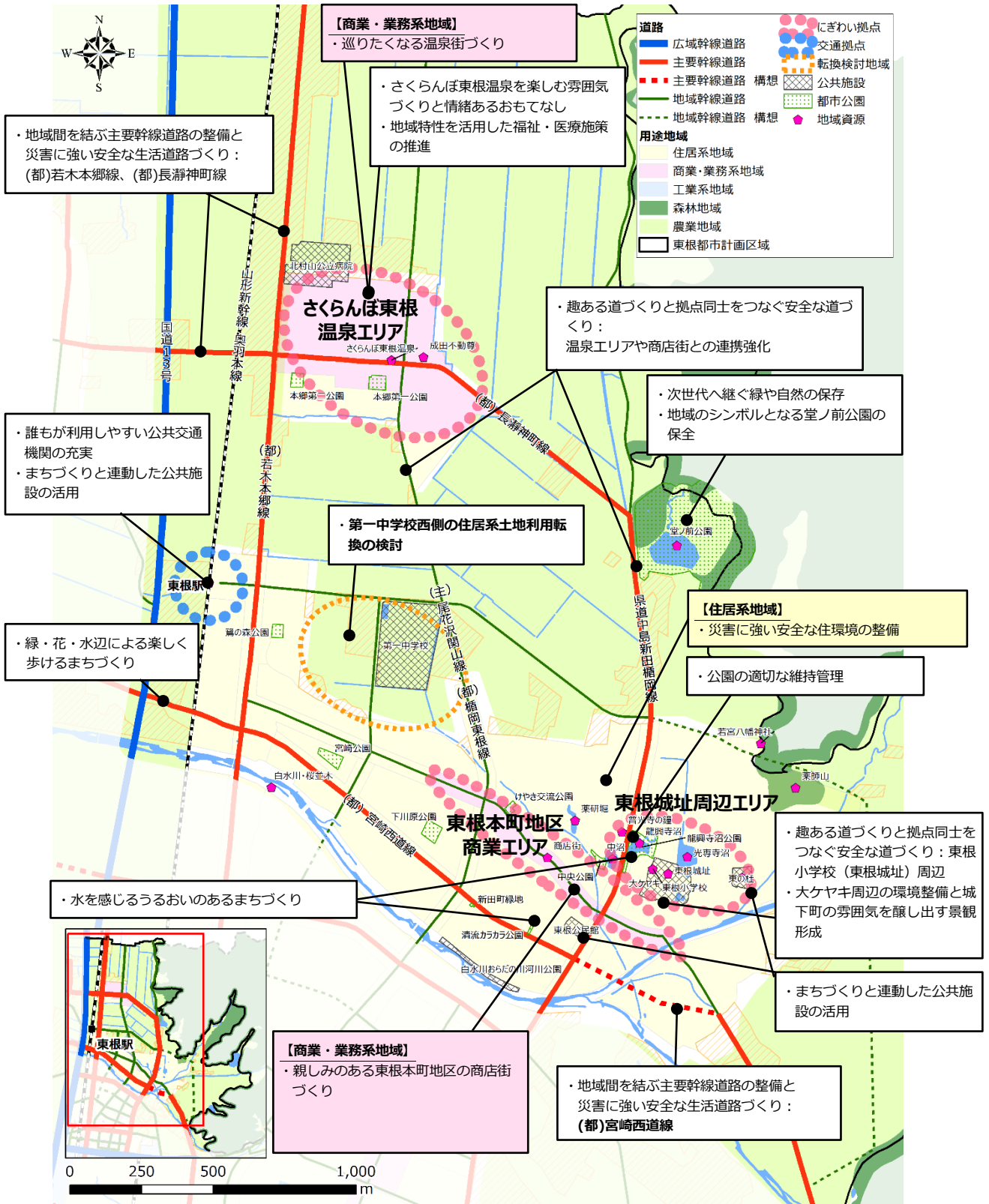
中部地域

みんなでつながりを育み 元気を広げていく 絆のある暖かいまち



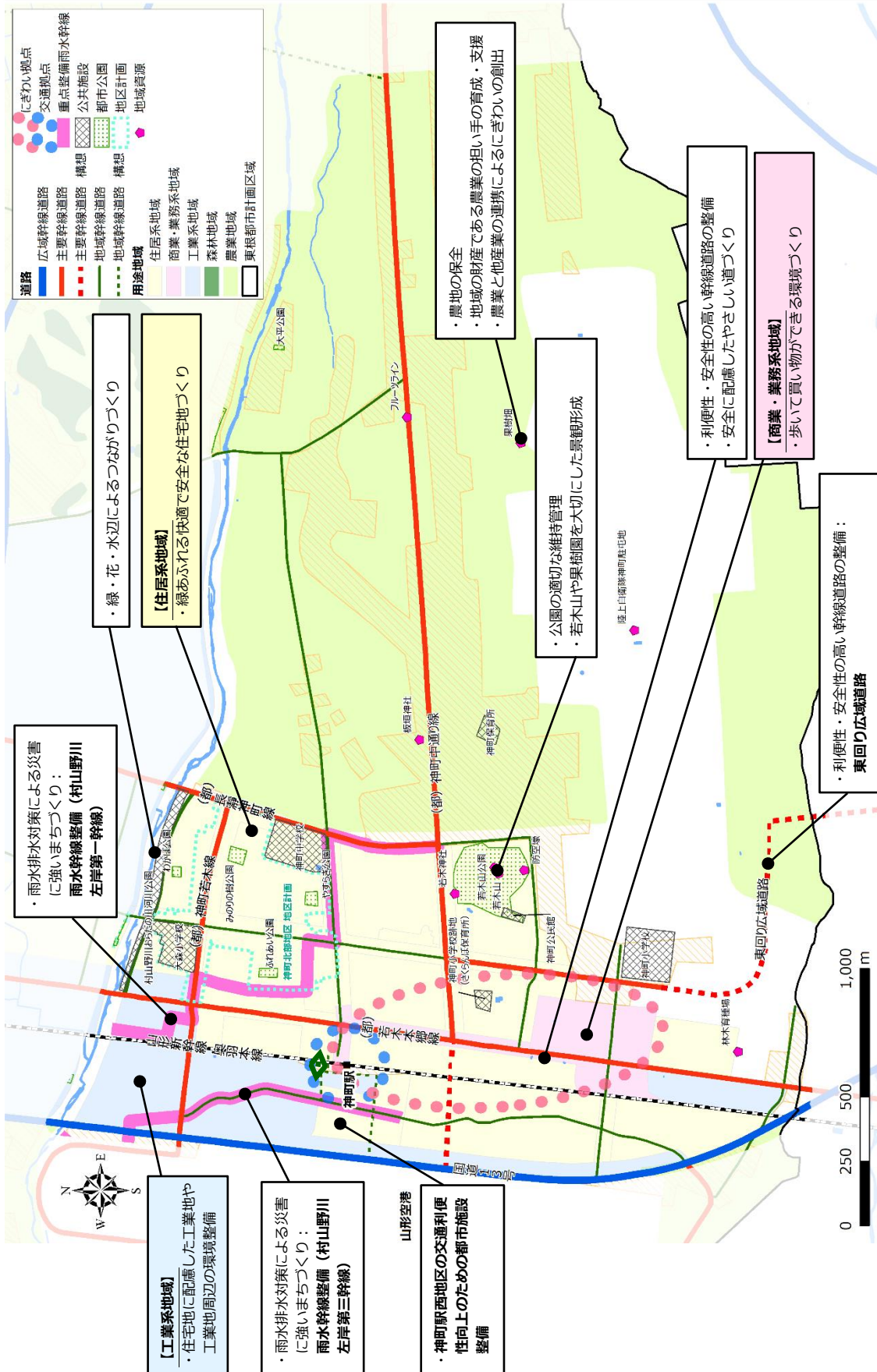
北部地域

来てよし！住んでよし！
大ケヤキが笑顔を見守り 進化・新化・深化し続けるまち



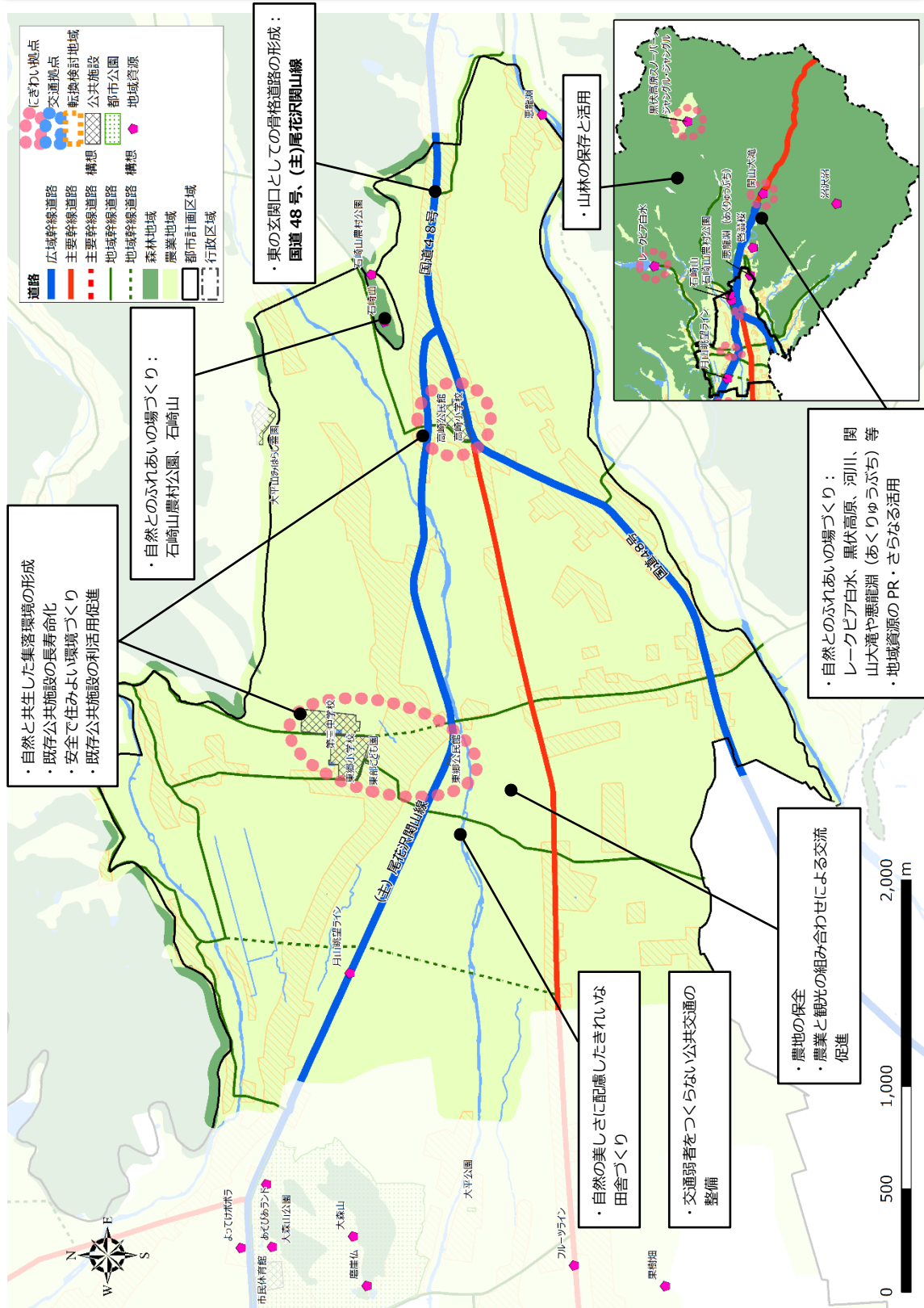
南部地域

一人一人が思う神町らしさが共存し
多様でしなやかな「神町スタイル」を目指すまち



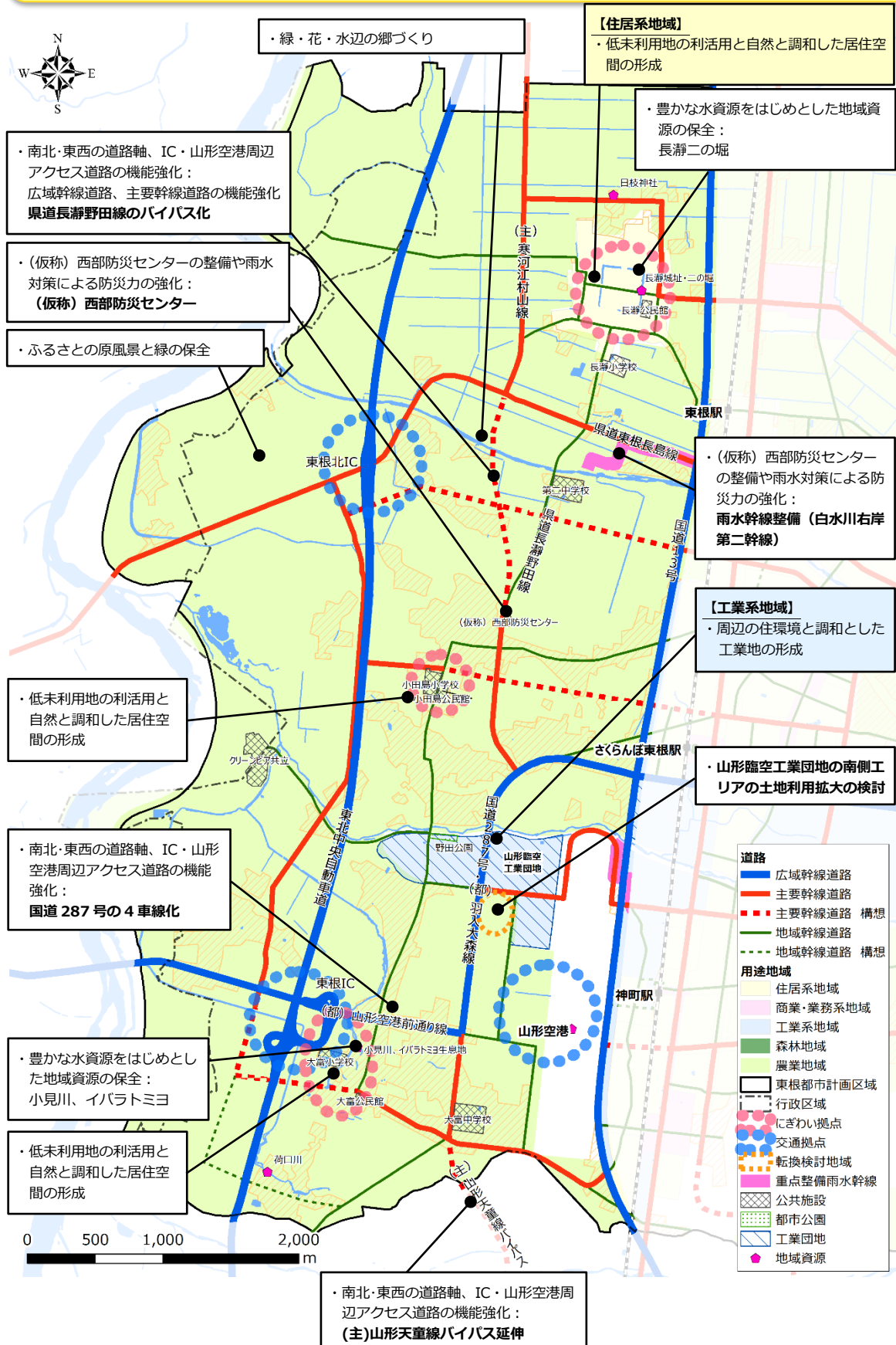
東部地域

いつ訪れても人々を暖かく迎え、
「やってみたい！」を応援できる住みよいまち



西部地域

各地区の歴史と伝統の灯火を守りつつ 新たな交流から地域をさらに育てるまち



第6章 まちづくりの実現化方策

第1節 実現化に向けた考え方

本計画に掲げる将来都市像やまちづくりの目標を実現するためには、行政の取組みに対する市民の理解と協力が不可欠となりますが、そのためには、市民と行政が向き合いながら、お互いのできることを、できないことを確認して、それぞれができることを進めていくことが必要となります。さらに、市民の満足度の高い魅力あるまちづくりに向かって、市民も行政もそれぞれに肩を並べて歩んでいこうという考え方が重要となります。

また、市民だけでなく、まちで活動する民間企業や各種団体等の事業者とも連携し、効果的・効率的にまちづくりを進めていくことも重要となります。

そのため、本市では、市民・事業者・行政それぞれのまちづくりの行動計画を定め、本計画の実現化に向けて、具体的な取組みを展開します。

第2節 まちづくりの行動計画

(1) 市民の行動計画

① ふるさとを知る

まちづくりの出発点は、「ふるさとを知る」ことから始まります。普段車で通りすぎてしまう家の周りやまちなかなどを、注意深く見ながら歩いてみてください。見落としていた宝物や問題に気がつくかもしれません。気づいたことやわからないことを、家族や近所の人に聞いてみましょう。地域の歴史や文化に触れることができるかもしれません。

② コミュニティを大切にする

市民の生活は、様々なコミュニティで成り立っています。

特に、近所づきあいや隣組、地区などの地域コミュニティをもとに、地域の宝物が保存、継承されてきました。

ふるさとを知り、ふるさとの大切なものに気がいたら、身近にあるコミュニティの必要性を見直して、地域のためにできることがないか考えてみましょう。

③ 実際に行動する

ふるさとを知り、ふるさとの大切なものがわかったら、地域のためにできることから行動に移してみましょう。はじめは、道に落ちているゴミを拾うことでも、家の周りの花を増やすことなど、小さなことでもかまいませんから、実際に行動してみましょう。

(2) 事業者の行動計画

将来的に人口減少が見込まれる本市では、積極的に地域の民間企業や各種団体が持つ専門的なノウハウや資金を活用しながら、まちづくりを推進することが不可欠となります。そのため、まちづくりを担う地域社会の一員である事業者と連携し、日々の事業活動を通して、地域の利便性や魅力向上、活力創出等に向けたまちづくりを推進します。

(3) 行政の行動計画

①まちづくりにおける人づくりとコミュニティの重視

市民の満足度の高い魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域のリーダーとなって、まちづくりを推進する市民の存在が大きな力となります。行政の取り組みとしては、本市の将来を担う子ども達へまちづくりに親しんでもらう機会を積極的につくるとともに、まちづくりの勉強会やイベント等を通じた人材の発掘や育成に努めます。

また、本市を長い間支えてきたコミュニティの重要性を再認識し、コミュニティの維持に対して支援していきます。

②市民との情報共有と協働のまちづくりの推進

市報やホームページ等を活用し、市が取り組んでいるまちづくりに関する施策や、事業等の進捗状況等の情報を分かりやすく発信することによって、市民等との情報共有を進めます。さらに、市政懇談会や市長のふれあい座談会、まちづくりワークショップの開催、パブリックコメント等を実施し、各主体が行政に対して意見を提案しやすい環境づくりに努めます。

また、各主体による地域交流や地域活動を積極的に支援し、協働によるまちづくりを推進します。

③民間活力の導入によるまちづくりの推進

財政運営の効率化や多様な市民ニーズに対応するため、施設の整備や改修にあたっては、PFI 手法の導入や指定管理者制度による管理運営など、事業者や市民等が行政と連携した公共サービスの提供等を行い、民間活力の導入によるまちづくりを推進します。

第3節 まちづくりの推進体制

(1) 庁内体制の充実

都市計画マスタープランで示された内容は、都市計画分野だけにとどまらず、農業、住宅、福祉、防災、産業、観光振興、環境保全など広範な行政分野にわたります。社会資本整備を担う主に建設部門のみならず、関連するこれらの他部門と広く連携を図り、計画策定や事業実施に努めます。

(2) 隣接都市計画区域との整合

東根都市計画区域は、山形広域、河北及び村山の各都市計画区域と隣接していることから、これらの区域と整合を図りながら、土地利用や施設整備等を進めます。

(3) 国や県、関係機関との連携

国、県、関係機関との連携や協力体制の強化に努めます。

本市は、山形空港、山形新幹線、東北中央自動車道をはじめ、高速交通網の結節点にあり、仙台圏域とも隣接していることから、このような地理的条件を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。広域連携で実施することで、現実的・効果的・効率的な場合には、周辺市町と連携を強め、調整・補完しあいながらまちづくりを推進していきます。